

職員の処分について

1 処分日

令和6年7月5日

2 処分内容等

【傷害行為等】

(1) 対象職員及び処分内容

農林水産部職員・・・【懲戒処分】停職3月

【分限処分】降任（課長級→課長補佐級）

(2) 事実関係

対象職員は、令和6年3月22日未明、鳥取市内の駐車場において、タクシー運転手の顔や頭をビニール傘の先端で7回突き、全治10日間の傷害を負わせるとともに、職務質問を受けた際に警察官の顔を1回殴る暴行を加えた。その後連行された鳥取警察署内において弁解録取書を引き裂いた。

【人身事故】

(1) 対象職員及び処分内容

西部総合事務所職員・・・減給1/10 1月

(2) 事実関係

対象職員は、令和5年12月7日午後5時58分頃、公用車で米子市蚊屋地内の山陰道を時速約70キロメートルで走行中、前方の普通貨物自動車の動静を十分注視しないまま、渋滞で減速中の同車を前方約15.5メートル地点に認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同車後部に衝突したことで、同車を運転していた相手方に傷害を負わせるとともに、公用車及び相手方車両を損傷させた。